

令和2年加美町議会第7回臨時会会議録第1号

令和2年11月27日（金曜日）

出席議員（17名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	三浦英典君	10番	沼田雄哉君
11番	一條寛君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
16番	米木正二君	17番	木村哲夫君
18番	工藤清悦君		

欠席議員（1名）

15番 下山孝雄君

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	佐藤和枝君
危機管理室長 兼新型コロナウイルス 感染症対策室長	庄司一彦君
企画財政課長	武田守義君
ひと・しごと推進課長	相澤栄悦君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	浅野仁君

農 林 課 長	浅 野 善 彦 君
商 工 観 光 課 長	塩 田 雅 史 君
建 設 課 長	長 田 裕 之 君
保 健 福 祉 課 長	内 海 悟 君
総務課参事兼課長補佐	遠 藤 伸 一 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教 育 総 務 課 長	二 瓶 栄 悦 君
生 涯 学 習 課 長 兼スポーツ推進室長	上 野 一 典 君
代 表 監 査 委 員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	内 海 茂 君
次長兼議事調査係長	青 木 成 義 君
主 幹 兼 総 務 係 長	内 出 由 紀 子 君
主 事	鈴 木 智 史 君

議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第15号 専決処分した事件の報告について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）
- 第 4 報告第16号 専決処分した事件の報告について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）
- 第 5 議案第80号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第81号 加美町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第82号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。15番下山孝雄君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、これより令和2年加美町議会第7回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番沼田雄哉君、11番一條 寛君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（工藤清悦君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期については、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3 報告第15号 専決処分した事件の報告について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）

○議長（工藤清悦君） 日程第3、報告第15号専決処分した事件の報告について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）の報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆様、おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、専決処分した事件の報告について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）ご説明申し上げます。

本案件は、令和2年6月11日に開会された令和2年加美町議会第2回定例会においてご承認いただきましたトイレ改修工事ですが、工事請負契約に変更が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決を得た工事請負契約について契約金額の10%以内でその金額が1,000万円以下の場合は町長の専決事項であることから、工事請負変更契約の締

結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

変更の主な内容につきましては、1つ目に、学校を使用しながらの工事に伴い騒音などの対策と学校の生活空間を区分するため仮設間仕切り壁の追加を行ったもの。2つ目に、感染症対策の観点から小便器の洗浄装置を手動のプッシュ式から自動洗浄式としたこと、また照明器具等における感知式自動スイッチの増設を行ったこと。3つ目に、児童用トイレの天井仕上げについて耐湿対策のため仕様の変更などを行ったものであります。

これらの変更により、変更前契約額5,720万円に183万7,000円を追加し、5,903万7,000円に変更したものです。なお、本工事につきましては11月16日に完了しております。

以上、報告といたします。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

よって、報告第15号専決処分した事件の報告について（令和2年度賀美石小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）を終了いたします。

日程第4 報告第16号 専決処分した事件の報告について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）

○議長（工藤清悦君） 日程第4、報告第16号専決処分した事件の報告について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）の報告を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 報告第16号専決処分した事件の報告について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）ご説明申し上げます。

本案件は、令和2年6月11日に開会された令和2年加美町議会第2回定例会においてご承認いただきましたトイレ改修工事ですが、報告第15号と同様に町長の専決事項であることから、工事請負変更契約締結の専決処分を行ったため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

変更の主な内容につきましては、1つ目に学校を使用しながら工事に伴い騒音などの対策と工事区域と学校の生活空間を区別するため、また教室と資材等搬入路との視線を遮るための仮囲いの追加を行ったもの。2つ目に、感染症対策の観点から小便器の洗浄装置を手動のプッシュ式から自動洗浄式としたこと。3つ目に、各トイレの床上げについて湿気や防水対策のための仕様の変更と、多目的トイレの設置などによる校舎内の間取りの変更に伴う自動火災報知施

設設備の追加及び改修のための工事の変更などを行ったものです。

これらの変更により、変更前契約額6,710万円に276万1,000円を追加し、6,986万1,000円に変更したものであります。なお、本工事につきましては11月30日に完了する見込みとなっております。

以上、ご報告いたします。

○議長（工藤清悦君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 前でお聞きしても同じことだったと思うんですが、ただいまの説明によりますと工事……（「マイク近づけてもらっていい」の声あり）要するに前報告と同じことなんですけれども、今の説明によりますと契約の時点で恐らく発生することではなかったというか予測できなかったことがプラスアルファということで出たようなお話。例えば、その騒音の問題、これはもう初めからそうやって使いながらやるということは分かるわけですよ。そういう部分が予測できなかったことなのかどうかという問題。

あともう一つは、コロナが発生したことで極力手動はやめましょうということで自動に変えたというのは分かるんですが、そこら辺のところ今後のいろんな契約においても出てくると思うんですが、学校教育をしながら学校のそういうことをするということは今度は起き得ることだと思うんですけれども、そこら辺は当初予測はできなかったものなのか、それとも工事屋さんもそこまでは考えてなかったのか、やっているうちに音が高くなってちょっと邪魔になるなということで追加工事をする必要が出たのか、そこら辺のところどうしたことだったんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 建設課長です。変更の内容を当初から見られなかったのかというひとつご質問なんですけれども、こちらある程度仮囲いとかも最初から当初の設計では入っていましたが、やはり現地に入って建物の構造とかそれから工事のやり方とかというような業者さんとの協議を重ねたところで、やはり学校の教育現場に支障が起きるであろうというような騒音とかが起きる可能性がありますので、やはりその現場に入ってから打合せを行ったものを変更増額しているというようなことでございます。

あと、コロナの関係の変更の要因なんですけれども、こちらについては設計をまだちょっとコロナがはやらないというか感染拡大しない前に設計を行っておりまして、本当は発注段階でもう4月5月なので、本当はそのときに考慮すればよかったんでしょうけれども当初の設計ど

おりに発注して、今回コロナの対策としてできるだけ接触箇所を少なくするような、小便器をプッシュ型から自動洗浄機に変更したというようなことでございますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（工藤清悦君） 12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 理解するところであります。学校の教育現場というのは、要するにぴったんと止めて例えば夏休みだとか冬休みにこうやって工事をするという場合はこういう問題は起きないと思うんですが、今回のように当初からトイレを変えるというのは分かっていたりして、そうやって進む場合にはちょっとやっぱり、ある意味の見過ごしというか落ち度だったとか、工事屋さんのもろもろの進め方もあるんでしょうけれども、そこら辺のところ、今回を一つの教訓として、しょっちゅうこういうことは学校教育現場とかではないとは思いますが、例えばこれが今度病院とかそういうところでも起き得ることだと思えます、いろいろ改修とかなんとかになった場合。だから、そのときの当初の契約はそういうことまで今後やっぱり執行部側として考えながら物事を締結していくとかそういう発想が必要だと思えますけれども、今回を教訓にして今後の何かにやっていただけたらいいのかなという、私の個人的な考え方なんですけれども。そういうことに関しては、何かこうしますよあしますよみたいな一つの指針、ありますか。

○議長（工藤清悦君） 副町長。（「いい」の声あり）建設課長。

○建設課長（長田裕之君） 建設課長です。議員さんおっしゃるとおりに、やはり前もってそういうものを考慮して当初からやるという、当初から考慮して工事を発注するというのがベター、ベストですかね、ベターですかね、なんですけれども、やはりどうしても突発的に打合せで出てきますので、なるべくその、議員さんのおっしゃるような形で発注ができるようにこれからも考えていきたいと思えますけれども、工事的にはやはりどうしてもこの現場に入ってから変更しないとならないという項目が出てくるものですから、その辺をご了解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 副町長、いいですか。教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。工事等の変更契約は先ほど建設課長が申し上げたとおりでございますが、今回コロナ禍の影響により夏休みが大幅に短縮になったということも含めてこのような通常の授業中に工事をしなければならなかったという事情もございまして、その辺も踏まえてご理解をいただきたいと思っております。それから、プッシュ式の洗浄でございますが、これも先ほど建設課長が述べたとおりでございますが、いろ

いる学校と協議を進めていく中で、先生方はきちんと指導はされているということではございますが中には用を足した後流さないという子どもも結構いるということも含めて、コロナの関係も踏まえて急遽自動洗浄機能のものに変更したということでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これで、報告第16号専決処分した事件の報告について（令和2年度鳴瀬小学校トイレ改修工事請負変更契約の締結について）を終了いたします。

日程第5 議案第80号 加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第81号 加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第82号 加美町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（工藤清悦君） お諮りいたします。

日程第5、議案第80号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第81号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第82号加美町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3件はいずれも人事院勧告に伴い改正するものでありますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第80号から日程第7、議案第82号までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第80号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第81号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第82号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に伴い改正するものでありますので、一括してご説明申し上げます。

本年の人事院勧告の基礎となる民間給与の実態調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し例年より時期を遅らせた上で2回に分けて実施されております。先

行して調査されたボーナスについては10月7日に勧告され、10年ぶりに期末手当を年間で0.05月引き下げる内容となっております。

また、月例給については10月28日に勧告され、民間給与との格差が極めて小さいことから俸給及び諸手当の適切な改定は困難であると判断し、7年ぶりに据置きする内容となっております。

政府は、この勧告を受け11月6日に閣議決定を行い国家公務員の給与法の改正法案等を国会に提出し、今月中に可決される見通しとなっております。地方公務員の給与改定につきましては、民間準拠の人事院勧告制度に基づく国家公務員の取扱いを基本として決定すべきものとされており、国家公務員の取扱いを基本に今回関係する給与条例の改正を行うものであります。

議案第80号で町議会議員、議案第81号では町長等の特別職に係る改正としておりますが、国家公務員の指定職に準じて令和2年12月に支給する期末手当の支給割合について0.05月分を引下げ、令和3年度で支給する期末手当は6月及び12月の支給月数を合わせて0.05月分引き下げる改正を行うものであります。議案第82号では一般職の職員に係る改正ですが、議案第80号、第81号と同様、期末手当を0.05月分引き下げる改正を行うものです。

議案資料として、新旧対照表を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第80号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号加美町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号加美町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号加美町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号加美町職員の給与に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号加美町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

これで、令和2年加美町議会第7回臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時21分 閉会

上記会議の経過は、事務局長内海 茂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月27日

加美町議会議長 工藤清悦

署名議員 沼田雄哉

署名議員 一條寛